平成２１年（フ）第２７５号
佐賀県伊万里市松浦町桃川3801番地
債務者　原口真優美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２７７号
佐賀県鹿島市大字音成乙480番地24
債務者　山下　豊臣
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１２号
沖縄県宮古島市伊良部字国仲596番地
債務者　狩俣　京子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第１０００号
北九州市若松区大字払川30番地６　山内ヴィラージュ鴨生田310号
債務者　松村　　優
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０１９号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3265番地の２
債務者　大寺　由香
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１１９号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台27番504号
債務者　竹田　一男
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１２０号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台27番504号
債務者　竹田久美子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３７１号
佐賀県佐賀市木原１丁目19番８号
債務者　弟子丸好子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
佐賀県小城市三日月町織島2657番地１
債務者　古賀　和彦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
佐賀県小城市三日月町久米1495番地３
債務者　松本　秀信
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
佐賀県佐賀市水ヶ江１丁目５番13号
債務者　福岡　　愛
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1310番地、住民票上の住所佐賀県鳥栖市平田町1147番地
債務者　永淵　孝基
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０２号
佐賀県多久市南多久町大字長尾4175番地４
債務者　山田　政和
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
福島県いわき市内郷高坂町三本杉29番地
債務者　渡辺　　寿
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第７８８号
熊本市横手３丁目８番５号　青山荘17号
債務者　林田麻砂子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８０５号
熊本市近見８丁目12番13―507号
債務者　西田　直也
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８３２号
熊本市神園１丁目１番31―704号
債務者　池上　直喜
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８７６号
熊本市三郎１丁目11番47号
債務者　松江　美穂
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部